

移転雑費算定要領

平成 30 年 4 月 10 日 施管第 58 号
各 (総合) 振興局長あて 農 政 部 長
最終改正 令和 2 年 (2020 年) 5 月 11 日 施管第 200 号

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 この要領は、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の運用方針（昭和 46 年 1 月 11 日付け 45 農地 D 第 994 号（設）以下「運用方針」という。）第 22 に規定する移転雑費に係る算定に適用するものとする。

第 2 章 算定

(補償額の構成)

第 2 条 移転雑費の構成は、次のとおりとする。

移転雑費 — 移転先又は代替地等の選定に要する費用
— 法令上の手続に要する費用
— 転居通知費、移転旅費その他の雑費
— 就業できないことにより通常生ずる損失の補償

(算定)

第 3 条 移転雑費は、移転雑費補償金算定書（様式第 1 号）を用いて次のとおり算定するものとする。

一 移転先又は代替地等の選定に要する費用

運用方針第 22 第 2 項（三）に掲げる宅地建物取引業者への報酬額は「宅地建物取引業者

が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」（昭和 45 年 10 月 23 日建設省告示第 1552 号）によるものとし、一〇〇円未満切り捨てとする。

なお、運用方針第 22 第 2 項（三）第二号及び第三号に掲げる貸借に必要な媒介報酬相当額の算出にあたっては、原則として地域における標準家賃（月額）を算出した上で算定するものとする。

二 法令上の手続に要する費用

（一） 建物等の建築に関する手続費用

ア 運用方針第 22 第 3 項（一）に掲げる建築物確認申請手数料は、建築基準法第

6条第1項（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）に規定する建築確認を必要とする建築物等の確認申請手数料（中間検査手数料及び完了検査手数料、構造計算適合性判定手数料を含む。）とする。

イ 建築物確認申請手続業務報酬額

建物等に移転するために建築物確認申請が必要な場合に、必要となる建築確認申請手続業務報酬額（確認申請図書の作成及び確認申請の代行に要する費用）は原則として、本号（ウ）に定める設計、工事監理等業務報酬額に含むものとする。ただし、設計、工事監理等業務報酬額を補償しない場合であって、確認申請図書の作成及び確認申請の代行が必要と認められるときは、当該費用を補償するものとする。

ウ 建築物の設計、工事監理等業務報酬額

建物等に移転するために一級建築士、二級建築士又は木造建築士による設計及び工事監理を必要とするもののほか、原則として建築物確認申請を要するものについては、国土交通省告示第98号（平成31年1月21日）第四に定める略算方法に基づき算定した額を計上し、一〇〇円未満切り捨てとする。

なお、これにより難い場合は実態を調査して補償するものとする。

- (二) 移転に伴う建物の登記に要する費用は、登録免許税法及びその他の法令に基づき算定した登録免許税相当額に加えて、土地家屋調査士、司法書士等へ登記手続を依頼するために必要な報酬額を計上するものとする。
- (三) 土地の登記に要する費用は、登録免許税法及びその他の法令に基づき算定した登録免許税相当額に加えて司法書士等への報酬額を計上するものとする。
- (四) 運用方針第22第3項（五）に掲げる法令上の手続のために必要な交通費及び日当に乗じる日数は、就業不能補償日数内訳表（別表）のうち法令上の手続にかかる日数を適用するものとする。

三 転居通知費、移転旅費その他の雑費

- (一) 運用方針第22第4項（一）に掲げる書状による転居通知のための費用は、転居に伴う私製はがき（印刷代含む）及び郵送代等を計上するものとする。
- (二) 運用方針第22第4項（三）に掲げる建物の移転又は代替地の確保のために必要となる印紙税相当額は、次により算定するものとする。

ア 土地に関する費用

土地所有者の場合は、取得する土地価額、借地権者等の場合は、借地権価額を基に印紙税法第7条別表第1により算定した額を計上するものとする。なお、残地が存する場合において建物の移転先又は代替地を取得するために処分する必要がある残地の面積（原則として一体利用されている範囲）を加算することができるものとする。

イ 建物等に関する費用

建物等の請負工事契約を締結する際に必要となる印紙税相当額を印紙税法第7条別表第1により算定した額を計上するものとする。

(三) 移転に伴い転校を余儀なくされる場合の新規教材購入費等の費用
必要に応じて最小限の費用を計上するものとする。

(四) 当該地域の実情に応じて必要とされる地鎮祭、上棟式、建築祝のための費用
ア 地鎮祭費用

当該地域において、建物等の建築工事に着手する前に工事中の安全無事を祈りその土地の神を鎮めるための祭儀又はこれと同等の儀式を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

イ 上棟式費用

当該地域において、建築物の棟木を上げるときに神をまつる儀式又はこれと同等の儀式を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

ウ 建築祝のための費用

当該地域において、建築物が完成したときに建築祝を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。

四 就業できないことにより通常生ずる損失の補償額

労働賃金（日額）×就業不能日数

運用方針第22第6項に掲げる補償日数は、就業不能補償日数内訳表（別表）の日数欄に掲げる日数を限度として実情に応じて適宜求めた日数とするものとする。

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

移 転 雑 費 補 償 金 算 定 書

(1. +2. +3. +4. +5.)

¥. —

整理番号	住所	氏名
------	----	----

1. 移転先又は代替地等の選定に要する費用(A又はB+C、D又はE)

建物等の所有者又は借家人等が自ら選定する場合	交通費及び日当		補償日数表の種別		補償日数		補償額(A)						
	① ()				②		①×② ()						
宅地建物取引業者に委託する場合	交通費及び日当		補償日数表の種別		補償日数		/						
	① ()				②								
	建物所有者等の場合	仮住居の選定	標準家賃1㎡当り		仮住居所要面積		補償月数		補償額(B)				
			③		④		⑤		③×④×⑤ ()				
	移転先地の選定	面積	単価	基礎額	報酬率	報酬額内訳	報酬額	交通費日当	補償額(C)				
									⑥		①×②		⑥+(①×②) ()
借家人の場合	借家契約	標準家賃1㎡当り		建物使用面積		補償月数		交通費日当		補償額(D)			
		⑦		⑧		⑨		①×②		⑦×⑧×⑨+(①×②) ()			
	権利金等	権利設定対価(権利金等一時金)	報酬率	報酬額内訳	報酬額	交通費日当	補償額(E)						
⑩							①×②		⑩+(①×②) ()				

2. 法令上の手続に要する費用(F+G+H+I+J)

建築等の確認に要する費用	建築種別		床面積の合計		移転工法			
			㎡					
	①建築物確認申請手数料		②建築物確認申請手続業務報酬額		③設計、工事監理等業務報酬額		補償額(F)	
		()		()		①+②+③ ()		
建物登記に関する費用	①滅失登記申請に要する費用	()	内訳		②表示登記申請に要する費用	()	内訳	
	③表示変更登記に要する費用	()	内訳		④保存登記に要する費用	()	内訳	
							補償額(G)	
							①+②+③+④ ()	
土地の権原の登記に要する費用	権原に関する登記の有無		有 無		内訳		補償額(H)	
	権原の種類						()	
	移転工法		構外・構内					
その他官公署等に対する費用	内訳						補償額(I)	
						()		
上記の手続に要する交通費及び日当	交通費及び日当		種別		日数計		補償額(J)	
	⑤ ()				⑥		⑤×⑥ ()	

()						
3. 転居通知費、移転旅費その他の雑費 (K+L+M)						
転居通知費、 引越挨拶等に要する費用	移転通知 等の費用	移転旅費				補償額 (K)
	①	②家族人数	③交通費	④日当	⑤移転回数	⑥金額
					③+②×④)×⑤	①+⑥
					()	()
契約に要 する費用	土 地	移転先地選定の基準額	金額	建 物	建物等移転工事費	金額
			⑦			⑧
その他通常必要と認められ る経費	地鎮祭		上棟式	建築祝	その他	
	⑨	⑩	⑪	⑫	⑨+⑩+⑪+⑫	
	()	()	()	()	()	
4. 就業できないことにより通常生ずる損失の補償 (N)						
就業不能補償	平均的労働賃金(日額)		補償日数表の種別		補償日数	補償額 (N)
	①				②	①×②
					日	
5. 消費税及び地方消費税等相当額						
消費税等課税対象額						
移転先又は代替地等の選定に要する費用		¥	_____			
法令上の手続に要する費用		¥	_____			
転居通知費、移転旅費その他の雑費		¥	_____			
合計		¥	×	税率	=	¥ _____

備考1 各金額欄の上段()書には消費税等課税対象額を記載する。